

技 第 8 7 号
令和 7 年 4 月 17 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部
改定について（通知）

このことについて、令和5年6月13日付け技第197号「森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について（通知）」により取り組みを進めているところですが、下記のとおり一部改定することとしましたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

1 改定内容

熱中症対策に係る費用の対象区分の追加

（現場環境改善費における熱中症対策との区分を明記し、併用可能とした）

2. 適用

令和7年5月1日以降に起案する発注工事

なお、令和7年4月30日以前に起案した発注工事においても、令和7年5月1日以降に行う熱中症対策については、本手引きに基づき、現場環境改善費との併用が可能です。

3 その他

積算方法は、令和5年12月19日付け技第510号「熱中症対策に係る現場管理費補正の積算方法の一部改定について」によるものとします。

本通知は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部－技術管理課－01－03－396【設計積算基準関連通知】「森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正」

問い合わせ先

土木部技術管理課

農林設計基準係 森岡/江角

無線：8-300-2-5942

e-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

新旧対照表

森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行

改定前	改定後
<p>1 対象工事等 島根県農林水産部森林整備課が所管する建設工事（森林整備工事含む）で、主たる工種が屋外作業である工事。</p> <p>2 適用 平成31年4月1日以降に入札書提出期限が設定される工事。</p> <p>3 用語の定義 (1) 真夏日 日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。 (2) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 (3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$</p> <p>4 実施方法 (1) 本補正は、契約後、受注者の希望により現場管理費の補正を実施する受注者希望型とする。 (2) 受注者は、契約後の施工計画書の提出時、「(18) その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、提出するものとする。</p>	<p>1 対象工事等 島根県農林水産部森林整備課が所管する建設工事（森林整備工事含む）で、主たる工種が屋外作業である工事。</p> <p>2 用語の定義 (1) 真夏日 日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。 (2) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 (3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$</p> <p>3 実施方法 (1) 本補正は、契約後、受注者の希望により現場管理費の補正を実施する受注者希望型とする。 (2) 受注者は、契約後の施工計画書の提出時、「(18) その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、提出するものとする。</p>

削除

新旧対照表

森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行

改定前	改定後
<p>7 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて、以下の式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> $\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$ </div> ※ 補正係数：1、2 <p>(2) 現場管理費 本補正を含めた現場管理費の算出は以下の式による。 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数) + <u>補正値</u>)</p> <p>(3) 点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算への適用 点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>8 既契約工事における変更</p> <p>(1) 気温の計測期間 「令和元年7月9日付け技第173号 森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について（通知）」の通知日以降に受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。 なお、計測方法等については、「6 気温の測定方法等」に準じること。</p> <p>(2) 積算方法等 既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> $\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$ </div> <p>その他の積算方法は、「7 積算方法等」によるものとする。</p> </div> <p style="text-align: center; color: red; margin-top: 10px;">削除</p>	<p>6 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて、以下の式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> $\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$ </div> ※ 補正係数：1、2 <p>(2) 現場管理費 本補正を含めた現場管理費の算出は以下の式による。 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数) + <u>補正値</u>)</p> <p>(3) 点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算への適用 点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。</p> <p>7 熱中症対策に係る費用の対象区分 熱中症対策に係る費用は、本手引きによる現場管理費補正のほか、現場環境改善費でも計上することができる。なお、使い分けは下記を参考とすること。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■現場管理費補正：主に作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど） ■現場環境改善費：主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（エアコン、冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、送風機、ミストファン、遮光ネット、日よけテントなど） </div>

新 旧 対 照 表

森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行

改定前	改定後
<p data-bbox="212 454 1097 566">10 補足事項 具体的な積算方法については、「熱中症対策に係る現場管理費補正の積算方法の一部改定について（通知）」（令和2年8月 日付技第226号）による。</p> <p data-bbox="974 582 1019 614">削除</p>	

1 対象工事等

島根県農林水産部森林整備課が所管する建設工事（森林整備工事含む）で、主たる工種が屋外作業である工事。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3 実施方法

(1) 本補正は、契約後、受注者の希望により現場管理費の補正を実施する受注者希望型とする。

(2) 受注者は、契約後の施工計画書の提出時、「(18) その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、提出するものとする。

4 設計変更

発注者は、受注者からの報告により、真夏日率を用いて精算時に設計変更するものとする。

5 気温の計測方法等

(1) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

(1)の気温の計測結果（施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。

ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温（℃）※¹

= 気温（℃） - 標高差（m）※² × 0.6 / 100（m）

ただし、標高差（m）※² = 施工現場の標高（m）※³ - 計測箇所の標高（m）※⁴

※¹ 補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

※² 標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

※³ 施工現場の標高とは、現場内作業を行う最も標高が低い地点をいう。なお、標高は契約図面から求めるものとし、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

※⁴ 気温計の高さが分かる場合は計測箇所の標高に加算すること。

(3) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するものとする。

6 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて、以下の式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$	※ 補正係数：1. 2
---	-------------

(2) 現場管理費

本補正を含めた現場管理費の算出は以下の式による。

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数}) + \text{補正値})$$

(3) 点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算への適用

点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

7 熱中症対策に係る費用の対象区分

熱中症対策に係る費用は、本手引きによる現場管理費補正のほか、現場環境改善費でも計上することができる。なお、使い分けは下記を参考とすること。

■現場管理費補正：主に作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど）

■現場環境改善費：主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（エアコン、冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、送風機、ミストファン、遮光ネット、日よけテントなど）

8 その他

上記の取り扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらによらないことができる。

問い合わせ先

土木部 技術管理課

農林設計基準係

電話：300-2-5942